

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第一款 保健所(第七十二条・第七十三条)」を「第一款 保健所(第七十二条・第七十三条)」に改める。

食肉衛生検査所(第七十三条の二・第七十三条の四)

第十条の二衛生課の項第十八号中「保健所」の下に「食肉衛生検査所」を加える。

第四章第三節の二第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 食肉衛生検査所

(設置)

第七十三条の二 食肉衛生検査所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県食肉衛生検査所	西伯郡名和町

(分掌事務)

第七十三条の三 食肉衛生検査所は、西伯郡内のと畜場に係る次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 獣畜のと殺又は解体の検査に関すること。
- 二 食肉衛生に関すること。
- 三 その他と畜場の衛生に関すること。

(内部組織)

第七十三条の四 食肉衛生検査所に管理検査係及び試験検査係を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第十六号(二)中「実施」の下に「(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものを除く。以下この号の(三)及び(六)、第二十五号(二)から(四)まで並びに第二十六号(二)及び(三)において同じ。)」を加える。
別表第二保健所長の項の次に次のように加える。

食肉衛生
検査所長

- 一 食品衛生法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(西伯郡内のと畜場に係るものに限る。以下食肉衛生検査所長の項において同じ。)
- (一) 第十七条の規定による関係者に対する報告の請求、営業の場所等の臨検及び販売の用に供する食品等の検査又は販売の用に供する食品等の収去の実施(食肉処理業者及び食肉販売業者に係るものに限る。以下この号の(二)及び(三)において同じ。)
- (二) 第十九条第三項の規定による営業の施設等についての監視又は指導の実施
- (三) 第二十二条の規定による食品等の廃棄等の命令
- 二 と畜場法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十条の規定による獣畜のと殺又は解体に係る獣畜の検査
- (二) 第十二条の規定による獣畜のと殺又は解体の禁止の検査

措置等の実施

- (三) 第十三条の規定によると畜場の設置者等からの報告の徴取又はと畜場への立入り及び公衆衛生上必要な措置等の実施の状況の検査
- 三 と畜場法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条の規定による獣畜の検査の申請書の受理
- (二) 第六条の規定によると畜場内で解体された獣畜の肉等で検査に合格したものへの検印の押印